

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

1. 特例を設ける趣旨

都市と農村の交流の活性化に資するよう、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者で、自ら生産した果実又は米を原料として一定の果実酒又はその他の醸造酒（特定酒類）を製造しようとする者が一定の果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内において農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した果実又は米を原料として特定酒類を製造することにより、当該特区内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けた特区計画に定められた本事業の実施主体である特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において特定酒類を製造するため、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6キロリットル））の規定は、適用しないこととされます。

なお、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「特定農業者」とは、いわゆる農家民宿（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業）や農園レストラン等、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店等）を営む農業者をいいます。

また、特区計画において、特定農業者に該当する者が、本事業の実施主体とされていることが必要です。

- (2) 「特定酒類」とは、次の酒類をいいます。

- ① 酒税法第3条第13号（二及びホ（同号二に掲げる酒類に一定の植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限ります。）を除きます。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（注1）以外の果実を原料としたものを除きます。）
- ② 酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒で次のもの

- イ 米（自ら生産した米（注1）に限ります。ロにおいて同じです。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの
- ロ 米、水及び麦その他一定の物品（注2）を原料として発酵させたもので、こさないもの

（注1）自ら生産した果実に準ずるものとして、次のものも含まれます（自ら生産した米についても同様です。）。

（※1）財務省関係構造改革特別区域法施行規則に規定する農業経営者の世帯員等又は農地所有適格法人の組合員等で、当該農業経営者又は当該農地所有適格法人の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）から証明を受けた者に限り、）の場合は、当該農業経営者又は当該農地所有適格法人が生産した当該果実

（※2）災害等により自ら生産した果実（（※1）の場合は、農業経営者又は農地所有適格法人が生産した果実を含みます。以下同じです。）を原料として特定酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合に限り、）は、特区内において生産された当該果実（当該災害等により当該特区内において生産された当該果実を特定酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合には、当該特区外の地域において生産された当該果実を含みます。）。

（※）税務署長が地方公共団体の長に対して証明事項の確認を求めることがありますので、御協力ください。

（注2）麦その他の穀類（米を除きます。）、でん粉若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす

- （3）本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記（2）①の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が特区内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限り、）において飲用に供する場合を除き、販売することはできません。

この「販売」とは、対価を得て行われる譲渡をいうものであり、無償による譲渡はこれに含まれません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても特定酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止

する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いいたします。

また、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を受けた特定農業者が、酒税法の規定（酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等）に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、地方公共団体は、特定農業者が酒税法違反とならないよう留意してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

709（710，711） 特産酒類の製造事業

1. 特例を設ける趣旨

地域ブランドの単式蒸留焼酎や果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大に資するよう、地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」といいます。）を製造しようとする者が特産酒類に係る製造免許を申請した場合には、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールについては適用除外とすることとし、果実酒又はリキュールについては引き下げることとするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内において生産される農産物、当該特区の周辺の漁場の区域内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下「特区内農産物等」といいます。）であって地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けた特区計画に定められた本事業の実施主体である者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において特産酒類を製造するため、特産酒類に係る製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）の規定は、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルとすることとされます。

なお、特産酒類に係る製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「特産酒類」とは、次の酒類をいいます。

- ① 酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎（地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限ります。③、④において「特産農産物等」といいます。）（注1・注2）を主たる原料としたものに限ります。）
- ② 酒税法第3条第13号（ニ及びホ（同号ニに掲げる酒類に一定の植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限ります。）を除きま

す。)に規定する果実酒（地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（注1）で特区内において生産されたもの（注3）以外の果実を原料としたものを除きます。）

③ 酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコール（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したものに限り。）

④ 酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであって特区内に所在する自己の酒類の製造場において製造された酒類を原料としていないものに限り。）

（注1） 特区計画の規制の特例措置の内容には、地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものである旨等を記載していただくとともに、当該指定の事実が客観的に認識できるもの（例えば、地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものであることを証する書面や、そのことが明記されている当該地方公共団体ホームページの情報など）をお示しいただく必要があります。

（注2） 特区内農産物等に準ずるものとして、災害等により特区内農産物等を原料として上記①、③又は④の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を上記①、③又は④の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合に限り。）は、当該特区外の地域において生産等された当該特区内農産物等と同一の種類のもが含まれます。

（※） 税務署長が地方公共団体の長に対して証明事項の確認を求めることがありますので、御協力ください（注3についても同様です。）。

（注3） 特区内で生産された果実に準ずるものとして、災害等により特区内において生産された果実（地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものに限り。）を原料として上記②の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内で生産された当該果実を上記②の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合に限り。）は、当該特区以外の地域において生産された当該果実が含まれます。

（2） 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため、上記（1）①の特産酒類に係る製造免許については、製造する酒類の数量につき各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいいます。）ごとに、酒税法第7条第2項第4号に定める数量（10キロリットル）を超えない範囲内に限る旨の条件が付される場合があります。

(3) 本特例措置の適用を受けて上記(1)③の特産酒類に係る製造免許を受けた者が製造した当該特産酒類は、当該特産酒類に係る製造免許を受けた者が特区内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限りません。）において飲用に供する場合、特区内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場又は製造場において飲用に供させるために販売する場合を除き、販売することはできません。

この「販売」とは、対価を得て行われる譲渡をいうものであり、無償による譲渡はこれに含まれません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても特産酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

また、特産酒類に係る製造免許を受けた者が、酒税法の規定（酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等（※））に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、地方公共団体は、製造者が酒税法違反とならないよう留意してください。

（※）特区内農産物等を原料としていることを明らかにするため、記帳に当たっては、帳簿等に特産物である原料の仕入先や、原料の原産地を記載するほか、仕入先が発行する原料の原産地が記載された納品書等を保存等するよう地方公共団体において指導をお願いします。

地方公共団体は、上記3(1)①の特産酒類の製造事業について、実施主体の事業計画案（収支の見込み、所要資金の額及び調達方法並びにこれらの積算の根拠を記載した書類をいいます。以下同じです。）を確認し、酒税が適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導をお願いします。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画の策定及び変更に当たり、上記3(1)①の特産酒類について申請を行う場合には、本事業の実施主体の事業計画案を添付してください。

7 1 2 清酒の製造場における製造体験事業

1. 特例を設ける趣旨

清酒の製造体験を通じて地域の活性化を図ることを目的として、特区内に清酒の製造免許を受けた製造場（以下「既存の製造場」といいます。）を有する清酒製造者が、同特区内に所在する区域の魅力の増進に資する施設に設ける体験製造場において清酒の製造体験事業を実施しようとする場合には、一の体験製造場に限り、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなすことで、体験製造場においても清酒を製造できるようにするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内に所在する当該区域の魅力の増進に資する施設において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、既存の製造場を有する認定計画特定清酒製造者が、既存の製造場の所在地の所轄税務署長に申請し、その承認を受けた場合には、当該施設内に設けた清酒の製造体験事業を実施しようとする製造場と既存の製造場を一の清酒の製造場としてみなすことができるものです。

なお、体験製造場については、既存の製造場と併せて、酒税法の規定に基づき、酒税額の申告、納付及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「清酒製造者」とは、酒税法第7条第1項の規定により清酒の製造免許を受けた者をいいます。
- (2) 「特定施設」とは、当該区域の魅力の増進に資する施設をいいます。この当該区域の魅力の増進に資する施設とは、当該施設が地域の歴史・文化を反映していること、優れた自然の風景地に立地すること等から、当該施設に清酒の体験製造場を設置することにより集客効果が見込まれるもの（例、廃校、古民家の活用等）又は、当該施設において地域の歴史や文化等の紹介と併せて特産品を紹介・販売すること等から、区域において既に一定の集客力を有しており、当該施設に清酒の体験製造場を設置することにより更なる集客効果が見込まれるもの（例、道の駅、産直市場）等をいいます。
- (3) 「認定計画特定清酒製造者」とは、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に定められた清酒の製造体験事業の実施主体である清酒製造者のことをいいます。

- (4) 体験製造場は、特区計画に定められた特定施設内の一の場所に設置する必要があります。
- (5) 「清酒の製造体験」とは、認定計画特定清酒製造者の指導の下、国内外の観光客等であっても、実際に地域を訪れ、通常では経験できない清酒の製造工程（例えば、もろみの仕込み等）に自ら携わることをいいます。
地方公共団体は、毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を、内閣府地方創生推進事務局に報告してください。なお、報告書には実施日時、参加人数、実施内容等の製造体験事業の実施の状況その他地方創生に資する活動の有無のほか、認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済的社会的効果の発現状況等を記載してください。
- (6) 特区法の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた製造場及び酒類の販売業免許を受けた販売場には、体験製造場を設けることはできません。
- (7) 認定計画特定清酒製造者が本特例措置に基づき事業を実施するためには、既存の製造場の所轄税務署長に対して、既存の製造場と清酒の体験製造場を一の清酒の製造場としてみなすための承認申請手続が必要となりますのでご注意ください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 本特例措置の目的は清酒の製造体験を通じた地域の活性化であることを踏まえ、
- ・ 認定計画特定清酒製造者の取引先以外には参加の機会がない
 - ・ 参加者に賃金を支払って作業に従事させる
- など、本特例措置の趣旨に鑑みて不適切な事業内容とならないよう留意してください。本特例措置の目的に沿わない事業については、特区計画の認定取消の対象になることがあります。
- (2) 特区計画の作成に当たっては、製造体験事業の実施回数や参加人数や周辺施設の入込客数等のできる限り定量的な目標や経済的社会的効果を記載することにより、事後の実効的な効果検証が可能となるよう留意してください。
- (3) 本特例措置の目的を踏まえ、製造体験事業の内容については、清酒の製造工程のみならず、例えば事業者や酒米生産者による講義を併せて実施するなど、清酒の特色や地域文化の深い理解に繋がるような内容となるよう工夫してください。特区計画の認定に当たっては、製造体験事業の内容の見直しを求めることがあります。
- (4) 地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受

けなくとも清酒を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いいたします。

- (5) 認定計画特定清酒製造者が、酒税法の規定（酒税額の申告、納付及び酒類の製造、移出等に関する記帳等）に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、ご注意ください。
 - (6) 特区計画（別紙）「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄においては、実施主体の氏名又は法人名、既存の製造場の所在地及び名称を特定してください。また、当該事業者が本特例措置を活用した他の体験製造場を本特区内に設けていないことを地方公共団体として確認済みであることを記載してください。なお、計画の認定後に本項目の内容に変更が生じた場合には、特区計画の変更の認定が必要となることにご留意ください。
 - (7) 体験製造場の所在地の移動が伴わない場合であっても、区画整理等による地名・地番の呼称の変更があった場合には、内閣府地方創生推進事務局へ報告してください。
 - (8) 特区計画（別紙）「4 特定事業の内容」の欄においては、以下の項目について具体的に明記してください。
 - ・ 事業に関与する主体
 - ・ 体験製造場が設置される施設の概要（名称、所在地、当該施設において実施される清酒の製造体験以外の事業の概要その他当該施設の概要を明らかにするために必要な内容、当該施設の建設が申請時点で終了していない場合は完成予定日）
 - ・ 当該施設が地域の魅力の増進に資すると考える理由
 - ・ 清酒の製造体験事業の内容・募集人数
 - ・ その他地方創生に資する活動の有無
 - ・ 認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済的社会的効果の発現見込
 - ・ 毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を報告する旨
- (注) 体験製造場が設置される施設については、必ずしも計画の申請時点で建設が完了している必要はありません。なお、認定計画特定清酒製造者が所轄税務署長から承認を受ける時点では、建設が完了している必要があることにご留意ください。
- (9) 体験製造場が設置される施設の詳細については、当該施設に係る事業計画書を添付書類により提出してください。

(10) 清酒の製造体験の事業計画書（添付書類）には指導の体制等の製造体験事業の概要が分かる事項を記載してください。

6. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- (1) 清酒の製造体験の事業計画書
- (2) 製造体験の募集パンフレット案等、製造体験の内容の参考となる資料
- (3) 既存の製造場の清酒製造免許通知書の写し又は清酒製造免許付与の事実が確認できる書類
- (4) 体験製造場が設置される施設に係る事業計画書